

被包括宗教法人からの被包括関係の廃止について

— 被包括関係廃止と宗教法人法78条の適用 —

松波 克英 (名古屋弁護士会)

はじめに

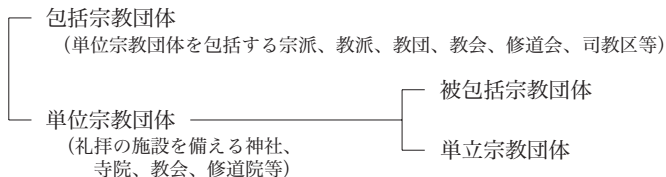
被包括宗教法人からの被包括関係廃止については、宗教法人法78条について平成12年に最高裁判決が出され、それについていくつかの判例評釈も出されているので、この段階で問題点をまとめて報告する。

1 包括宗教団体と被包括宗教団体の関係（宗教法人法2条）

ご存じの通り、宗教団体には2つの種類がある。「包括宗教団体」と「単位宗教団体」の2つであり、これは宗教法人法2条に定めるところである。包括宗教団体は、単位宗教団体を包括する宗派、教派、教団、教会、修道会、司教区等をいう。これに対して単位宗教団体は、礼拝の施設を備える神社、寺院、教会、修道院等をいう。

単位宗教団体は、また2つに分かれる。一つは「被包括宗教団体」といって、包括宗教団体に包括される宗教団体であり、他の一つは「単立宗教団体」といって、宗派に属さない独立している宗教団体である。

これをわかりやすく図で示すと以下の通りである。



本日のテーマは、このうちの包括宗教団体と被包括宗教団体の関係である。

2 被包括関係廃止（宗派離脱）の意義

「被包括関係の設定」は、単位宗教団体が包括宗教団体に加入・所属することであり、「被包括関係の廃止」は、単位宗教団体が包括宗教団体から離脱・脱退することである。

被包括関係の設定は、被包括宗教法人の規則に記載すべき事項であり、被包括関係の廃止は、被包括宗教法人の規則変更によることになる。

この設定・廃止について一般に言われていることは以下の通りである。

- ① 宗教法人法上の「包括」「被包括」関係は、宗教団体として互いに自主・独立の関係であり、宗教法人令下の「所属・被所属」の関係ではなく、ましてや上下関係でも、支配・被支配の関係でもない。宗教法人令が「所属・被所属」と表現していた関係を宗教法人法が「包括・被包括」と改めたのも、「統括または上下服属の観念を含まないようにするとの意に出たもの」（渡部翁「逐条解説宗教法人法」〔改訂版〕35頁）とされており、裁判例も同様の趣旨を述べている（東京地裁昭和48年1月17日判決・判例時報695号21頁）。
- ② 包括・被包括関係の設定及び廃止は、各宗教団体の自由な意思に委ねられており、両者の関係の具体的内容は、宗教団体同士の合意のみによって決定され、包括・被包括関係から当然に導き出されるものではない（同旨、前掲東京地裁昭和48年1月17日判決）。
- ③ この理は、宗教法人法12条1項12号が規定する相互規定性の趣旨からも明らかである。

すなわち、宗教法人法12条1項12号は、同項5号ないし11号に掲げる事項について、他の宗教団体を制約し、または他の宗教団体によって制約されることを定めた場合には、その事項を当該宗教法人の規則に記載しなければならないと定める。¹⁾

つまり、たとえ宗派と寺院のように包括・被包括の関係にあったとしても、包括宗教団体、被包括宗教法人の双方の規則に明文の規定をもって制約事項を定めない限り、包括宗教団体の規則中の被包括宗教法人を制約する旨の規

定は被包括宗教法人には当然には適用されないのである。²⁾

- ④ また、包括・被包括関係の廃止は、契約理論に基づき、一方の宗教団体からの契約解除(告知)によってその効力を生ずるものと解される(中根孝司「新宗教法人法 ― その背景と解説 ―」250頁以下参照)。

3 被包括関係廃止の手続

被包括関係廃止の手続については、宗教法人法26条に定められている。

- ① 被包括宗教法人の規則のうち包括・被包括関係についての事項の変更手続により、その規則変更について所轄庁の認証を受ける(1項)
- ② 被包括関係廃止の公告をする(2項)
- ③ 包括宗教団体へ通知する(3項)
- ④ 包括宗教団体は、手続などが規則に違反しているということを所轄庁に通知することができる(4項)

4 宗教法人法78条(被包括関係廃止の妨害を禁止した規定)の趣旨

(1) 規定の内容

宗教法人法78条は、次のように規定している。

第1項

包括宗教団体は、被包括関係廃止を防ぐことを目的として、又はこれを企てたことを理由として、包括宗教団体に対する被包括関係廃止の通知前に又は通知後2年間は、被包括宗教法人の役員等の地位にあるものに対して解任などの不利益な取扱をしてはならない。

第2項

これに違反した処分は無効とする。

(2) 規定の趣旨

一般に包括宗教団体が被包括宗教法人の代表役員の任命権(代表役員就任の前提としての宗教上の地位についての任命権を含む)を有している実情に鑑み、包括宗教団体はその権限の濫用によって被包括関係廃止が阻害されな

いようにするための規定である。

包括宗教団体との関係において被包括宗教法人の相対的に弱い地位を向上させるところに意義がある。

そして、その拠ってきたる憲法上の根拠は、被包括宗教法人の信教の自由であり、そこから要請される被包括関係廃止の自由を実質的に保障するための制度とされている。

しかし、被包括関係廃止を宗教法人規則の変更にかからせたことについては、かえって、信教の自由を制約することになるとの指摘が一般になされている。

例えばわが国の代表的な宗教法人法の解説書である井上恵行「宗教法人法の基礎的研究」(482頁)を要約すると以下の通りである。³⁾

被包括関係の設定・廃止自体は、法人組織としての相互関係ではなく団体組織としての相互関係であり、宗教法人の世間性(俗)の面ではなく出世間性(聖)の面の相互関係である。

宗教法人の世間性のみ被包括関係設定・廃止はありえない。ところが宗教法人法がこの関係を法人の面から捕え法人規則と結びつけ認証にかからせたところに不徹底・不合理があり、制度運営の困難の禍根がある。宗教法人法に被包括関係の設定・廃止の制度を置いたのは、国がタブーとして触れることを禁じられた宗教法人の出世間性にあえて触れようとするものである。

皮肉にも、信教の自由を保護するためのこの制度がかえって政教分離に背くことになっている。政教分離の立法の根本趣旨を一貫する意味において、規則の変更とも、認証とも因縁を絶ち、宗教法人法とは縁なき衆生とし、挙げて宗教団体内部の規程にゆずるべきである。

このように井上先生の論述は立法論にまで及んでいるが、これは、解釈論においても十分に尊重されるべきである。すなわち現行法の解釈にあたって、どの宗派に属するか、どのような宗教を選ぶのかという問題は自由であり、それを制約しない方向で解釈をすべきである。

5 宗教学法人法78条をめぐる主な争点

宗教学法人法78条の解釈は、従来それほど十分に論じられてきていない。論文等でも網羅的に整理されているものは殆どない。そこで、ここでまとめて整理しておくこととする。⁴⁾

(1) 争点1

保障される被包括関係の廃止は、信仰上の理由による場合に限定されるか(世俗的な理由による離脱でも、宗教学法人法78条の保護があるのか)。

A 限定説

(根拠)

立法者の意思、すなわち、被包括関係廃止は信教の自由を確保するための制度であること

安武敏夫「判例評論」293号22頁(判例③の評釈)

B 非限定説

(根拠)

- ①宗教学法人法に、宗教上の理由に限定するという文理上の根拠はない、
 - ②被包括関係廃止は種々の要素が原因であり、所轄庁には宗教上の理由か否かの認定が困難であり、その認定に立ち入ることは国家の干渉を招く
- 谷口知平「宗教学研究」6輯213頁、若原茂「宗教学研究」6輯225頁、中根孝司・前掲「新宗教学法人法」253頁

判例③の日本基督教会・住吉教会事件(大阪高判昭和57年7月27日)⁵⁾、判例④の真宗三門徒派・専教寺事件(札幌地判平成9年9月19日)⁶⁾も同様である。判例⑨も同じような判例であるが、これは後で取り上げる。行政実例も同様である。⁷⁾

(2) 争点2

宗教学法人法78条を類推適用することは許されるか。

A 類推適用肯定説と、B 類推適用否定説がある。

これについて特に触れているのは、判例⑨真宗大谷派・井波別院事件(京都

地判平成元年3月20日)である。井波別院が真宗大谷派から離脱しようとした事件である。宗教法人法78条は、通知後2年間の不利益処分を禁止しているが、この事件では、処分が2年後に行われたために、その場合にも78条が類推適用されるかが問題になった。

判決は、宗教法人法78条を包括宗教団体による統制の必要と被包括宗教法人の信教の自由保障の必要という「矛盾・対立する要請を調整するために設けられたもの」とする一般論を述べ、2年経過後でも「信教の自由の保障を第一次的に重視する同条の立法趣旨に照らし」「同条を類推適用して、当該不利益処分を違法・無効とするのが相当と解すべきである」とした。ただし、離脱目的が本件では信仰上、教義上の争いを理由とするものといえず、本件懲戒処分が信教の自由の核心的部分を侵害するものとはいえないから、本条類推適用の余地はないとした。

なお、この判決は、宗教法人法78条の適用は信仰上の理由に限定されないことを前提としているが、その立場の根拠として、従来の学説・判例は、国には信仰上の理由に基づくものか否かの判断ができないことを挙げている。しかし、この判決では、類推適用するか否かの判断では信仰上、教義上の争いを理由とするか否かの判断をすることができることを前提にしている。これは従来の学説・判例の立場と矛盾しないのか疑問がある。

もっとも、この判決自体には、78条の適用は信仰上の理由に限定がないとしたことについて根拠が記載されていないことから、判旨自体での矛盾はない。しかし、従来の学説・判例の考えに沿った場合に矛盾はないのか、という疑問は残る。これについて触れられた文献はないので、どなたかご意見をいただければ幸いである。

(3) 争点3

どのような場合に被包括関係廃止の防止目的が認定されるのか。

これについては色々な論じ方がある。

ア 八木一洋・「法曹時報」54巻2号327頁(最高裁判例解説)による分類は、以下の通りである(同364頁)。

A 広範囲説

当該処分により被包括関係廃止が実現されなくなることを認識し、容認した上で処分した場合は防止目的が認定される。

B 限定説

「専ら」(または「直接的に」)被包括関係廃止を防ぐことを目的とする場合に限る。

C 中間説

当該処分に伴い被包括関係廃止が実現されなくなる結果を生じさせるという目的(意図)がなかったならば、当該処分はなされなかったであろうと見られるときに、防止目的が認定される。

すなわち、離脱を防止する目的がなければ処分しなかったであろうという場合には防止目的があるという判断基準である。

このうちC説を取ったものと考えられる判例が、判例④の専教寺事件判決である。

判旨は、

「宗教学法人法78条1項で禁止される不利益処分は、被包括関係廃止を企てたことが唯一の理由である場合に限らず、他に理由がある場合であっても、およそ被包括関係廃止の企てがなければ罷免しなかったであろうほどに、被包括関係廃止が主たる理由になっている場合も含む」と述べている。

このような分類の仕方では目的の有無を判断するという方法が一つである。

イ 判断要素による検討

もう一つ、従来から論じられているのは、色々な判断要素を総合考慮して離脱防止目的の有無を判断するという判断基準である。

裁判例からこれを抽出すると、

a 妨害目的肯定要素

- i 檀信徒など信者の賛同がある
- ii 処分理由が不合理である

iii 被包括関係廃止の動きと処分の時間的近接性

たとえば、iiの処分理由の不合理性について触れたものに、判例②の黄檗宗竹林院事件（徳島地判昭和52年10月14日）がある。

本件では3個の処分がなされているが、それについての本山の混乱ぶりを詳細に認定し、これらの処分手続には、多くの手続的瑕疵、意思形成についての混乱、無謀性があることを指摘した上で、これら処分の目的を「まさしく竹林院が本山との被包括関係を廃止するのを防ぐために、竹林院の代表役員の地位にあったXに加えられた解任処分」であると認定し、これらの処分は「宗教法人法78条1項に違反することが明らかであり、同条2項により無効とすべきもの」とした。

また、iiiの時間的近接性について触れたものは、判例①の本行寺事件（大阪地判昭和33年5月9日）である。

「罷免が斬の如きことを企図してなされたものであることの直接の証拠はないけれども、被包括関係の廃止を法華宗管長に通知した日時と罷免の日時とが極めて接着していること、その他弁論の全趣旨に徴し、前記の如き意図のもとになされたものと推認するを相当とする」（下線は筆者による。以下同じ）

なお、判例②竹林院判決は、iiiの時間的近接性も判断要素として加えている。判旨を引用すると、「被包括関係廃止の動きと本件3個の処分の時間的接着性からして、それらの関連性が強く推認される」としている。

逆に否定した判決の中では、判例⑥花学院、判例⑦如意寺事件があり、こちらは、時間的接着性はあるが、それだけでは妨害目的は認定できないとしているので参照されたい。

b 妨害目的否定要素

- i 十分な処分理由がある
- ii 信者からの不信任を受けていた
- iii 処分回避のための便宜的手続として離脱した
- iv 住職の独断専行で離脱した

否定例の判例⑤～⑧はその点が明示されている。

例えば、iiiの処分回避のためとしたものには、判例⑤の恩徳寺事件(大津地判昭和30年12月15日)がある。これは、非違行為が問題となって懲戒処分を受けるに至るおそれがあったので、これを逃れる目的で被包括関係廃止の挙に及んだものとして、本条の適用を否定したものである。

(4) 争点4

離脱手続に瑕疵がある場合でも宗教法人法78条による保障があるか。

法布院最高裁判決(後掲)でも問題となった争点である。

A 保障肯定説

判例④専教寺事件、法布院高裁判決

本間靖規・後掲「判例評論」、桐ヶ谷章・後掲「創価法学」

B 保障否定説

法布院最高裁判決、八木一洋・前掲「法曹時報」

安武敏夫・後掲「龍谷法学」、森泉章・後掲「民商法雑誌」

先に、この争点についての法布院以外の裁判例を紹介する。

判例④の専教寺事件がこれである。

この事件では、包括宗教団体側が「離脱には檀家の総意が必要であるにもかかわらず本件では檀家の総意が存在しないから責任役員会の離脱決議は法律上の効力を持たないものであり、手続違反が存在するから宗教法人法78条は適用されない」などと主張したのに対して、裁判所は「原告のなした手続が被包括関係廃止のための手続として有効なものかどうかにかかわらず、原告が宗教法人法78条にいう被包括関係廃止を企てたこと及びこれを理由として本件罷免処分がなされたことは前記判示のとおりであって、手続的な問題は本件裁判の結論に影響せず、判断するに及ばない」と判断し、離脱手続に瑕疵が存在する場合にも、宗教法人法78条による保障があるとした。

なお、この判決の控訴審である札幌高判平成10年9月10日では、そもそもこの手続自体が適法有効であると判断されたために、手続が違法無効な場合

に適用があるか否かについては判断されなかった。

この札幌地裁判決と同様に、手続に瑕疵がある場合にも適用を肯定したのが、法布院の名古屋高裁判決であり、否定したのが今回の最高裁判決である。

そこで、本日の本題である法布院事件について項を改めて触れていくこととする。

6 法布院事件最高裁判決について

(1) 事案の概要

愛知県東海市所在の法布院（代表役員N主管）は、包括宗教団体である日蓮正宗の被包括宗教法人であった。

法布院規則では、

- ①被包括関係廃止のための規則変更は責任役員会の全員議決による。
- ②責任役員は、代表役員と3名の総代で構成される。
- ③総代の選任には包括宗教団体（日蓮正宗代表役員）の承認が必要である（なお、解任については規定がない）。

と規定されていた。

法布院は、日蓮正宗の信徒団体である創価学会の会員を信徒とする教会として設立された。このため、信徒のほとんどが創価学会員であり、代々の総代も全員創価学会員であった。

平成2年末に日蓮正宗と創価学会の対立が生じ、日蓮正宗は平成3年には、末寺の被包括関係廃止を防止するため、創価学会員以外から総代を選任するように指導した。創価学会の総代を残しておくことで簡単に宗派離脱ができってしまうために、そのように指導したのである。法布院では、創価学会員の総代の任期満了後は、創価学会員の総代を選ぶこともできず（創価学会員以外の信徒は殆どおらず総代としてふさわしい者もないために）空白になっていた。ところが、日蓮正宗からは早急に総代を選任するように強い指導があり、Nはやむなく創価学会を脱会した人に頼み込んで、何人か断られた末にようやく脱会者を総代に選任した（旧総代）。

しかし、平成4年11月、所属信徒の圧倒的多数である創価学会員の要望を受け、Nは法布院の被包括関係廃止を決意して、日蓮正宗から選任するように指導・強制された旧総代を解任し、創価学会員の中から新総代を選任し、被包括関係廃止の決議を行い、通知・公告を行った。

これに対して日蓮正宗は、総代の解任には日蓮正宗代表役員の承認が必要であって、承認を受けずに総代を解任したNの行為が違法だとして、撤回するように訓戒し、それにも従わないということで、平成5年4月22日、Nを主管罷免処分にして、寺院明渡の裁判を起した。

当然のことながら裁判の中では、総代の解任については規定がないにもかかわらず、包括宗教団体の承認が必要かどうかが問題になったが、1審、2審、最高裁ともに総代の解任については承認が必要であるから、手続は違法であるとしている。

(2) 裁判の経過

ア 名古屋地裁平成8年1月19日判決（判例時報1570号87頁）

罷免処分を有効とし、寺院明渡を命ずる。

前述したとおり、総代の解任には承認が必要であるが、承認を受けていないから、解任は無効で旧総代が存在しており、離脱決議は存在していない。したがって、宗教法人法78条の離脱手続を保護するということまでには行かないと判断している。

イ 名古屋高裁平成9年3月12日判決（判例時報1612号67頁）⁸⁾

一審判決を取消し、主管罷免処分は宗教法人法78条に違反して無効とした。理由は以下の通りである。

㊦ 法布院規則・日蓮正宗宗制には、責任役員をその任期中に解任することに関する規定は存在しないが、一般に法人の役員につき任命権を有する者は別段の定めのない限り解任権をも有すると考えられることなどを考慮すると、責任役員の任命に関する規定の類推適用により、法布院の代表役員は日蓮正宗代表役員の承認を受けて責任役員をその任期中に解任することができる。すなわち、承認を受けていない責任役員の解任行

為は無効であり、したがって手続自体は違法である。

- ① しかし、日蓮正宗がかねてより被包括関係廃止の動きを警戒しその防止に動いていたことからすると、本件罷免処分は、被包括関係廃止を防ぐことを目的としたものである。
- ② 仮に本件解任行為につき日蓮正宗代表役員に承認を求めたとしても被包括関係廃止を防ぐ見地からこれが与えられなかったであろうと容易に推測できる。
- ③ 解任を撤回するように訓戒した目的も被包括関係廃止を防ぐことにあったから、訓戒に従わなかったことなどを理由とする不利益取扱を認めるときは、結局、被包括関係廃止の企てを理由とする不利益取扱を禁止する宗教法人法78条1項の趣旨を潜脱する処分を許容することになり、法的正義の観念に照らして容認できない。

以上のように判断している。

すなわち、日蓮正宗は離脱できないように色々な措置を講じてきた。その結果として生じたのが違法という状態である。そもそも離脱を防止するための措置を取ったから違法状態になってしまった、その違法を取り上げて処分するというのは法の正義に反するというのである。

ウ 最高裁第1小法廷平成12年9月7日判決（民集54巻7号2349頁）⁹¹

原判決を破棄し、一審通り明渡を認めた。その内容は以下の通り。

- ⑦ 宗教法人法78条の趣旨は、被包括宗教法人の代表役員等が被包括関係を廃止すべく所定の手続に従って各種の行為をしている場合に、解任権限などを有する包括宗教団体がその権限を利用し、右手続の進行に干渉することを禁止するものである。
- ⑧ 包括宗教団体及び被包括宗教法人の各規則により、被包括関係の内容の一つとして、被包括宗教法人の責任役員の選任等につき包括宗教団体の代表役員の承認を受けるべきものとするのは妨げられるものではなく、また、このような場合に、包括宗教団体の代表役員がその権限を行使するに当たり、いかなる信仰上の考え等を有する者をもって被包括宗教法人の責任役員にふさわしいものとするかは、当該規則等に特別の定

めがあるときなどを除き、包括宗教団体の自治的な決定にゆだねられている。

- ㉞ 包括宗教団体の代表役員が被包括関係を維持することを相当と考え、右権限を行使したために、結果的に、被包括宗教法人において所定の手続に従い被包括関係廃止が困難になったとしても、このことから被包括関係廃止を望んだ被包括宗教法人の代表役員がその責任役員の解任に必要な承認を受けずにこれを解任することは許されない。
 - ㉟ 本件罷免処分の際に、日蓮正宗が、被包括関係は維持されるのが望ましいと考え、同処分に伴って被包括関係廃止の実現に支障が生ずることを予見していたとしても、そのことをもって、同処分が、宗教法人法78条1項にいう「被包括関係の廃止を防ぐことを目的として」された不利益取扱に当たるといふことはできず、また、これが、被包括関係の廃止を「企てたことを理由として」される不利益取扱を禁止する同項の規定を潜脱するものに当たるといふこともできない。
- 以上のようにして名古屋高裁の判断を否定したわけである。

(3) 法布院最高裁判決の問題点

このような最高裁の判断については多くの問題点がある。ただし、本日は、主要なテーマである宗教法人法78条に限定して指摘する。

ア 問題点1（判旨における理由不備）

最高裁は、判旨で示したように、「宗教法人法78条の趣旨は、被包括宗教法人の代表役員等が被包括関係を廃止すべく所定の手続に従って各種の行為をしている場合に、解任権限などを有する包括宗教団体がその権限を利用し、右手続の進行に干渉することを禁止するものである」としている。

判旨ではさらにと触れているだけであるが、「所定の手続に従って」というのは、適法性を要求していることを示している旨が八木・前掲「法曹時報」(345、346頁)では書かれている。しかし、本件での結論の帰趨を決する争点について、理由も示さずにまさにさらにと触れるだけで通り過ぎることが許されるのであろうか。反対の裁判例が出されている中で、詳細な理

由が示されるべきであったと思われる。

イ 問題点2（包括宗教団体の統制権ないし被包括関係廃止を防止する自由と法78条の解釈）

(ア) 最高裁は、離脱を防止するためにある程度被包括宗教法人に対して制約を加えることはできると言っている。先ほどの判旨の④から⑦にかけてがその部分である。判旨のポイントのみ抜き出すと、以下の通りである。

④ 被包括関係の内容の一つとして、被包括宗教法人の責任役員を選任等につき包括宗教団体の代表役員の承認を受けるべきものとするは妨げられない。また、包括宗教団体がその権限を行使するに当たり、いかなる信仰上の考え等を有する者をもって被包括宗教法人の役員にふさわしいものとするかは、包括宗教団体の自治的な決定にゆだねられている。

⑦ さらに、被包括関係を維持することを相当と考え、右権限を行使したために、被包括関係廃止が困難になったとしても、このことから被包括関係廃止を望んだ被包括宗教法人の代表役員がその責任役員の解任に必要な承認を受けずにこれを解任することは許されない。

すなわち最高裁は、包括宗教団体が一定の人事権を握っている以上は、それを背景にして離脱させないようにすることができるとしている。これが最高裁の考え方の根底にあるために、手続の違法を許さないという結論に至ると考えられる。

(イ) そもそも根本問題として、包括・被包括関係が宗教法人法に規定され、被包括関係廃止が規則の変更という手続を取らなければならないという法制度になっているところに問題があるということは、井上恵行、大宮莊策両先生の解説書でも指摘されているところである。

解釈論としても、一般に包括宗教団体は被包括宗教法人と対等であると言われているが、対等ということを強調することによって、かえって包括宗教団体の利益を尊重する結果になっている。そもそも宗教法人法78条は、被包括宗教法人が相対的に弱い地位にある（人事権などによる影

響を受けやすい)のに対してそれを引き上げるための制度であるにもかかわらず、それが意味をなさないような解釈になってしまっている。このような解釈は、同法78条が、被包括宗教法人の保護のための制度であることを忘れたものである。

名古屋大学の本間靖規教授も、前掲「判例評論」(10頁3段目)で、以下の通り述べる。

法はあくまでも被包括関係の廃止を可能ならしめることをその趣旨とするのであって、不可能を強いることにならないかの吟味が必要であるところ、両者を対等と見ることによって包括宗教団体の利益を尊重する結果になっているのではないかの疑いがある(包括宗教団体と被包括宗教法人とが上下関係ではなく対等の関係にあつて、被包括関係の設定、廃止が合意でなされうということと、人事権等を有する包括宗教団体が事実上支配しうることからくる被包括宗教法人の信教の自由を貫徹するための救済とは別個の問題である)。

ウ 問題点3 (違法原因を処分側が作出した場合の法78条の保障)

(ア) 問題点2の発展として、宗教法人法78条が被包括宗教法人保護のためという解釈を尊重していけば、離脱手続の違法を包括宗教団体(処分側)が作出した場合には、法78条の保障が与えられるのではないか。

(イ) 原審名古屋高裁判決は、この問題に真正面から答えている。すなわち同判決は、

「日蓮正宗は、平成2年12月、池田大作(創価学会名誉会長)を信徒の代表である法華講総講頭(信徒総代)の地位から追つて、創価学会との間に紛争が表面化し、平成3年ころからは、日蓮正宗を包括法人とする傘下の寺院及び教会に対し、以後創価学会員以外から責任役員(総代)を選任するように指導するに至り(右指導には、傘下の被包括法人が宗派離脱を図るのを防止する狙いがあったものと推認できる)、さらに同年12月には、創価学会に対し破門通告書を送付した」

と事実認定し、そのことをもって、

「日蓮正宗が被包括関係廃止の動きに警戒し、その防止に動いてい

た」

と認定した。その上で、

「控訴人（N主管）において、本件解任行為につき承認を求めたとしても、日蓮正宗代表役員は、被包括関係の廃止を防止する見地からこれに承認を与えることはなかったであろうことは容易に推測できる上、本件撤回命令の目的も結局は被包括関係の廃止を防ぐことにあったと認められる」（括弧内は筆者による）

と判示した。

すなわち、名古屋高裁判決は、日蓮正宗が、宗派離脱を妨害する目的で、①創価学会員以外から責任役員を選任するように指導し、②この指導により押し付けた創価学会員以外の責任役員の解任に対しては承認を与えないこととし、さらに、③この責任役員の解任を撤回するよう命令してそれに応じないN主管を罷免するといういわば二重、三重にわたる宗派離脱の妨害工作をしていたことを認定しているのである。

その上で、先に判旨として引用したように、

- ① しかし、日蓮正宗がかねてより被包括関係廃止の動きを警戒しその防止に動いていたことからすると、本件罷免処分は、被包括関係廃止を防ぐことを目的としたものである。
- ㊦ 仮に本件解任行為につき日蓮正宗代表役員に承認を求めたとしても被包括関係廃止を防ぐ見地からこれが与えられなかったであろうと容易に推測できる。
- ㊧ 解任を撤回するように訓戒した目的も被包括関係廃止を防ぐことにあったから、訓戒に従わなかったことなどを理由とする不利益取扱を認めるときは、結局、被包括関係廃止の企てを理由とする不利益取扱を禁止する宗教法人法78条1項の趣旨を潜脱する処分を許容することになり、法的正義の観念に照らして容認できない。

と判断している。

- (ウ) すなわち日蓮正宗は、自ら宗派離脱の妨害工作のための布石を打ってにおいて、宗派離脱を行おうとすれば結果的に日蓮正宗の主張する手続

違反とならざるをえない状況を作出したのであるから、そのような日蓮正宗が、手続違反があるから78条の適用を受けないと主張するのが果たしてできるのか。クリーンハンドの原則（自ら手が汚れている者が法の救済を受けることはできない）が適用され、そのような場合には手続に違法があったとしても、法78条による保護が与えられるべきではないか。

名古屋高裁判決は処分を有効として明渡を認めるという結論の不当性（不正義）を回避するために、悩み抜いた上で法律構成を示したものであって、高く評価されるべきである。

(エ) なお、この問題に関連して、安武・前掲「龍谷法学」(268、269頁)は、「多数の信徒についても、その数がいかに多くてもそれが機関としての地位を認められていない以上、やはり離壇し、自らの信じる教義に基づく宗教活動、信仰生活を行うのが正しい途であろう」と述べている。多数の信徒がいかに賛成しても、責任役員はごく少数の信徒に握られている以上は、適法な離脱決議ができない。できない以上は、自分たちが勝手に宗教活動をしたらどうか、という主張である。

しかし、被包括関係廃止は個々人の問題ではなく、寺院の団体としての全体の問題である。自分たちで寺院を作り、そして維持してきたというそれまでの信徒の活動や利益が全く評価されないことになってしまう。この点は不適當ではないか。寺院の来歴等をもとに実質的な判断をすべきであって、名古屋高裁判決はその当たりの実質論に踏み込んだものと考えられる（本件の離脱は多数の信徒が離脱に賛成しているというケースであって、これまでの78条適用否定の事例の住職不信任というものとは全く異なる）。本間・前掲「判例評論」(11頁1段目、2段目)でもその点が指摘されている。

(オ) また、安武・前掲「龍谷法学」(267頁)では、宗教法人法26条4項（違法な離脱がある場合には、包括宗教団体から所轄庁に対して通知することができるという制度）がある以上は、適法な離脱だけを保護するという趣旨を示すものであると主張されている。

しかし、宗教法人法26条4項は行政上の手続として適法な認証がなさ

れるようにするための規定に過ぎない。これに対して78条による保護の問題は行政上の問題とは別個であって、全くレベルが別である。

エ 問題点4（被包括関係廃止が保護される時期の問題）

- (ア) 宗教法人法78条には、通知前あるいは通知後2年間は不利益処分をしてはならないという文言がある。そうすると、法78条の「通知前」の期間をどこまで遡らせて解釈すべきか。通知前で、かつ、決議がなされていない場合にも、78条の適用があるのか、そうであれば、決議の適法違法は問わないのではないかが問題となる。

法布院最高裁の上告理由において日蓮正宗側は、「通知前」の始期を「被包括宗教法人内部における被包括関係廃止に向けた適法な行動が、被包括宗教法人の廃止の意思決定の形成に向けて具体的に開始され、且つ、相当程度の実現可能性を有するに至る時点」と解すべきだと主張していた（上告理由書37頁）。しかし、宗教団体における宗派離脱の意思形成は、住職その他の少人数の者の主導、要望を端緒として次第に団体内に広がり確立されていくという実態を無視し、その意思形成過程を保護しようとする法78条の趣旨に反する。

- (イ) これについては最高裁判決の判旨で触れるところはないが、八木・前掲「法曹時報」(363頁)は、日蓮正宗側のような解釈までは取らないで、もう少し前から保護されるというようであるが、明確な基準までは示されていない。

そもそも、法が「通知前」について、文言上あえて時期を限定することなく、もともとの趣旨として、被包括関係の廃止を企てたことを理由とする包括宗教団体からの人事権行使を一切禁止したのは、これまで述べた法78条の立法趣旨に鑑み、宗派離脱に関する被包括宗教法人の離脱の意思形成過程の実態を尊重したからに他ならない。

宗教団体における宗派離脱の意思形成は、端緒としては住職等の主導あるいは信徒からの要望等様々であろうが、次第に宗教団体内において宗派離脱に向けての意思形成がなされるのを通常とする。そのため、この意思形成過程において、宗派離脱の動きを包括宗教団体が察知して、

被包括関係の廃止に関する規則変更決議に至る前に、宗派離脱を防止することを目的として任職(代表役員)を解任する等の不利益取扱がなされるような事があつては、被包括宗教法人の自由な意思形成を阻害することになり、被包括宗教法人の信教の自由ひいては所属する信徒の信教の自由を妨げる結果となることから、一切これを禁じたのである。したがって、法78条にいう「通知前」は議決がなされる前も含むと解釈すべきである。

また、法78条では、「企て」を理由として処分することも禁止される。この「企て」とは、単に法的に宗派離脱のために取るべき直接的な行為、例えば、被包括関係廃止の規則変更の責任役員会の議決、通知、公告等の宗教法人法上の手続だけでなく、その言葉の通常の意味するところからも明らかなおと、教団から離脱独立する際に行われるであろう全ての行為を含む広い概念である。

そうすると、そもそも議決前が「通知前」として保護されるのであれば、さらに手続が具体的に進んでいって議決に至ったものの否決された場合には保護されないというのは逆ではないか。そこから法78条によって保護される場合の手続の適法・違法は問題にはならないのではないかという考え方に結びつく。

(ウ) なお、法布院の関連事件で、法典院の青森地裁弘前支判平成11年9月9日は、以下の通り判断している。

「原告(日蓮正宗側)が法78条を適用する前提として、宗教法人において被包括関係廃止が法人の意思として成立していなければならないところ、原告においては、責任役員が存在していないから、原告の意思が成立していないと主張する。

しかし、同条項は、不利益な取扱いを禁止する期限を包括宗教団体に対する被包括関係廃止の通知後2年間と限定するが、その始期は特に定めていないから、被包括関係の廃止を防ぐ目的を認める前提として、被包括関係廃止の手続が開始されていることや、被包括関係廃止の意思が法人の意思として成立していることを要すると解するのは相

当ではない。」

これは私がこれまで述べているところと同じ立場に立つものである。

これに対して、法布院事件第一審判決は、法78条の立法趣旨の理解を誤り、「通知前」を責任役員会決議後通知前と解釈しているようであるが、責任役員会決議から通知までは時間的に近接していることが通常であるから、そのような解釈では、「通知前」の文言は全く意味をなさなくなる不合理を是認することとなるものであって、かかる解釈は到底取りえない。¹⁰⁾

オ 問題点5（手続の瑕疵が軽微な場合の問題）

この点は最高裁判決の判旨では触れていない。八木・前掲「法曹時報」(341頁)では、今後さらに検討を要する問題としている。

本間・前掲「判例評論」(11頁2段目)ではこれについて以下の通り述べる。

「この手続き上の瑕疵は全く治癒不可能なものとするべきではない。そうするとYが被包括関係廃止のための適正な手続を踏んで再度被包括関係の廃止手続をやり直す道を全く断ちきってしまう罷免処分は、たとえ懲戒手続自体には瑕疵がないとしても、懲戒処分の内容としては不当に重いものであり、この意味で法78条に反することになるように思われる。ところで責任役員を解任し、新たな責任役員を選任するといっても、そのいずれにもA宗代表役員の承諾が得られないことが容易に考えられるが、こと被包括関係の廃止に関する限り、信徒の支持、信頼関係があってはじめて成り立つ責任役員の解任、選任について、根本に立ち返って、信徒総会の決議をもってこれに換えるということも考えられてよい。このような事態のもとでは多数の信徒の意思を反映させる手続をかませる必要があったと思われるし、その回復の機会を保障すべきではないかと考える。」

この辺りまで来ると、被包括関係廃止及びそれに関するものを宗教法人規則に規定すること自体が問題視されるべきであるという井上恵行、大宮莊策両先生の立法論に行き着くことになる。ただ、解釈論としても、軽微な違法に過ぎない場合や、前述したようにその違法を包括宗教団体側が誘

発しているような場合には、少なくともそれによる不利益処分の効力を否定する方向で解釈すべき場合があるのではないかと思われる。

注

1) これについて、東京高判昭和39年3月30日（東京高等裁判所判決時報〈民事〉15巻3号65頁）は、以下の通り述べている。

「宗教法人が信教自由の原則上、互いに自主独立し、妄りに他の宗教法人を制約し、またはこれによって制約されるべき筋合いのものではないことに鑑み、このような関係を生ぜしめるためには双方の宗教法人各自にその基本法たる規則中にその旨を定めしめるのが相当であるという配慮によって設けられたものである」。

2) この点について、大阪高判昭和41年4月8日（高裁民集19巻3号226頁）は以下の通り述べている。

「寺院が他律的なものとして、宗派の主管者、代表者たる管長の独裁的な支配監督に服していた往時はいざ知らず、宗教法人法によって寺院の自主性、自律性が認められるに至った現在、宗派規則、宗制、寺院規則に何ら明文がないのかかわらず、宗派管長に末寺の住職、従ってその代表役員、責任役員たる地位を剥奪するような降階処分が、懲戒ないし制裁として許されるかどうかは頗る疑問であり、宗教法人法が12条1項12号、18条5項の相互規定により寺院の自主性、自律性を保障した趣旨よりすれば、むしろこれを否定するのが相当であると解する。」

3) 大宮莊策「宗教法の研究」（709～711頁）も同旨である。その大要は、①被包括関係廃止は本来法人とは全然無関係の宗教団体間の観念であって、本質的には宗教的性質事項に属するものであり、政教分離の原則に立つ限り国の立ち入るべき領域ではない。②本来法人とは無関係の被包括関係廃止を無理に法人の面からとらえて法人規則と結びつけているが、これは宗教法人の実体が宗教団体であることを失念したもの。③結果として被包括関係廃止そのものを、国家の認証にかからせ、被包括関係廃止は国家の意思によらなければならないようになっていく。

4) 宗教法人法78条をめぐる裁判例を以下に整理した。本文中で引用した際には、「判例①」などと略称している。本文中で事案や判旨を紹介したもの以外については、若干のコメントを付した。

(1) 法78条の適用を認めて処分を無効としたもの

- ① 本行寺事件（大阪地判昭和33年5月9日・行裁例集9巻5号1047頁）
- ② 竹林院事件（徳島地判昭和52年10月14日・宗教法研究7輯31頁）
- ③ 住吉教会事件（大阪高判昭和57年7月27日・判例時報1062号94頁）

本判決は一般論として以下の通り述べている。

「法は法所定の被包括関係廃止の場合に限り、これを行うことが実質的には重大な内部規律違反の行為に当るものではあっても、これを理由に不利益処分を行うことはこれを禁止したものと解するのが相当である。」「被包括関係にある宗教法人が被包括関係から離脱することは、特定の宗教団体に属する個人について、その宗教団体の信仰基準が自己の信条と一致しないことなどの理由により、当該宗教団体から脱退する自由が認められることと同一視すべきものであり、それ自体信教の自由保障の重要な内容とみることもできる」

なお、本判決は、昭和45年3月19日の主任牧師の解職決議が存在しないと認定し、その後に行われた離脱準備行為の後になされた同年9月29日の除名処分により主任牧師の地位を失ったものと判断したことから、除名処分には宗派離脱を妨害する目的があるとして法78条の適用を肯定した。

ところが最高裁（第1小判昭和61年9月4日・民集40巻6号1013頁）で除名処分に先立つ解職決議を認定する余地があるとして差戻された。差戻後の大阪高判昭和62年2月26日は、3月19日の解職決議が存在すると認定し、これにより主任牧師の地位を失ったと判断した上で、離脱行為はすべて解職決議以後、これに対応して行われたものであるとして、法78条の適用を否定した。これは最2小判昭和62年10月30日で維持された。

- ④ 専教寺事件（札幌地判平成9年9月19日・判例タイムズ982号290頁）
- (2) 法78条の適用を否定して処分を有効としたもの
- ⑤ 恩徳寺事件（大津地判昭和30年12月15日・下民集6巻12号2592頁）

住職が檀徒の信頼を失い、檀徒の有力者から住職排斥運動が起り、檀徒の大部分が同調し本山に住職罷免を要求するに至ったこと、住職は生活の資を得るため行商に出歩いて寺を留守にし、布教、法要儀式を行わず、宗教的機能は殆ど失われるに至ったことなどを認定し、本件懲戒処分は、住職の本分を忘れ、いたずらに門徒と紛争を重ねその不信を招いた結果によるものと認めてなされたもので違法はないとした。

そして、非違行為が問題となって懲戒処分を受けるにいたるおそれがあったので、これを逃れる目的で被包括関係廃止の拳に及んだものとして、本条の適用を否定した。

- ⑥ 花学院事件（東京地判昭和32年4月16日・下民集8巻4号761頁）

檀信徒が次第に住職に対して不信感を抱くようになったのに対し、住職が檀徒に図らずに包括宗教団体との被包括関係を廃止したこと、ほと

んどすべての檀信徒から住職罷免を求める請願書が出されていること等を認定し、被包括関係の廃止のみを理由とする罷免がその対象となるべく、本件罷免が被包括関係廃止後2年内になされているとの事実だけでは本条の趣旨に反するとはいえないとした。

⑦ 如意寺事件（東京地判昭和32年6月7日・法律新聞32年6月7日）

檀信徒の信任を失って対立抗争を続けたうえ独断で曹洞宗との被包括関係廃止の通告をして檀徒の憤激を買ったこと、檀信徒が新住職として任命された者を代表役員として新法による宗教法人如意寺の設立決議をしたことなどを認定し、被包括関係廃止の意思表示後になされたというだけでは、被包括関係廃止を防ぎ、またはこれを企てたことを理由として住職を罷免したとは認められないとした。

⑧ 松巖寺事件（最1小判昭和41年3月31日・訟務月報12巻5号669頁）

「松山住職については、その所業が、次第に檀徒等の疑惑を招き、不信不満をつのらせて、遂に住職罷免の問題に発展したものであって、同住職に対する不信任を表明した者は、檀信徒の大多数といって妨げない人数にのぼっていること、また曹洞宗としては、松山の被包括関係の離脱を快よしとしない点があったにしても、そのために罷免措置をとったものでないことは、原判決がその挙示の証拠と弁論の全趣旨によって認定したところであって、その認定判断は首肯するに足り、これに所論の違法は認められない。従ってまた宗教法人法78条の適用を主張する所論も、その前提を欠くものというほかなく」として適用を否定した。

⑨ 井波別院事件（京都地判平成元年3月20日・判例時報1327号96頁）

⑩ 浄瀧寺事件（東京高判平成7年1月30日・判例タイムズ891号236頁）

代表役員代務者の地位確認請求等について、代務者は新住職（代表役員）が任命されると当然にその地位を失うこと、代務者が不適任である上申書が出されていたこと、代務者側が日蓮宗に対して被包括関係廃止の通知をしたのは既に新住職の選任方針が決まった後であること、住職任命などは日蓮宗規則などと矛盾する状態の解消のためであることなどを挙げて、離脱防止目的を否定した。

⑪ 妙遍寺事件（仙台地決平成7年11月13日・判例タイムズ910号218頁）

寺を他に移転して墓地を造成する計画を有し、これを強行しようとした非違行為があったとして、召還に応じなかったことを理由とする住職罷免処分を有効とした。

5) これは、住吉教会が日本基督教会から離脱しようとした事件であり、判旨は以下の通りである。

「(78条の) 適用は被包括関係の廃止が信仰上の理由でなされる場合のみに

限らず、その他の理由でなされる場合にも一律に適用されるものと解するのが相当である。

被告は、被包括関係廃止の廃止が認められるのは、信仰上の理由による場合、すなわち信教の自由に関する場合に限って許される旨主張し、そのような考え方もないではないが、宗教法人法をそのように限定して解釈すべき文理解上の根拠がないうえ、現実にも被包括関係の廃止は種々の要素が原因となっていて行われることが考えられ、またそれが信仰上の理由に原因するか否かを所轄庁において判別することはいきおい宗教上の教義の解釈にわたることにもなり事実上困難であるばかりか、所轄庁に右の判別をなさしめることは、宗教団体における信仰上の事項について、所轄庁ひいては裁判所のごとき国家機関による干渉を許すことにもなりかねず相当ではない(中略)ことを併せ考えれば、右主張はたやすくこれを容れることができない。」

以上のように判断して、どのような理由による離脱についても宗教法人法78条は一律に適用されるとした。

- 6) これは、専教寺が、真宗三門徒派を離脱して東本願寺派に転派しようと企てたことに対して処分がなされた事件である。

ここでは、被包括関係廃止の理由に関し、宗教法人法78条に限定がないこと、離脱手続きについて定めた宗教法人法26条、27条にも信仰上の理由に限定する文言がないこと、信仰上の理由とそれ以外の理由を峻別することは困難であるから所轄庁や裁判所に教義解釈に立ち入った判断を求められることになりかねず、ひいては被包括関係廃止を容易ならしめていることに宗教法人法の趣旨を没却すること、などを挙げて、信仰上の理由に基づく場合に限定する「解釈は相当ではなく、被包括関係廃止を企てたことを理由とする不利益処分は法定期間内に一律に禁じたものと解すべきである」とした。

- 7) 昭和40年9月10日文部大臣裁決(教王護国寺事件)

教王護国寺が真言宗東寺派から離脱しようとしたときの事件である。

そこでも、「所轄庁が、その被包括関係廃止の理由の適否に立ち入って、その信教の自由に反するか否かを判断して、認証の適否を決定することは、当該宗教法人の信教の自由を阻害するおそれがあり、法の採らないところである。」と判断されている。

- 8) 法布院名古屋高裁判決については、以下の判例評釈がある。

宮川聡「判例評論」469号(判例時報1625号)22頁

藤原弘道「判例タイムズ」978号(平成9年度主要民事判例解説)84頁

桐ヶ谷章「創価法学」27巻2・3合併号81頁

安武敏夫「龍谷法学」31巻2号256頁

- 9) 法布院最高裁判決に対する評釈・コメントは、以下の通りである。

「判例時報」1726号101頁

「民事法情報」171号32頁

本間靖規「判例評論」512号〈判例時報1755号〉5頁

八木一洋「法曹時報」54巻2号327頁（最高裁判所判例解説）

森泉章「民商法雑誌」124巻6号63頁

「月刊寺門興隆」37号（平成13年12月号）60頁

- 10) この問題について最も詳しく論じておられるのが、宗教学会の弁護士岡田弘隆会員による「宗教法人の法律相談」宗教法制研究会編227頁であり、筆者もその内容に賛成であって、本稿もそれに負うところが多い。